

令和4年第4回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年4月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時50分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	3名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	欠

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。
	議 長	ただいまから、令和4年第4回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、8番 木村委員、10番 坂本委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。
日程第2 第14号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	続きまして、日程第2に移ります。 第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、7番 関根委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 〔関根委員退室〕 それでは、事務局は1番の説明をお願いします。
	事務局	説明の前に資料の訂正をお願いします。 〔経営面積の訂正について説明〕 申請番号1番についてご説明いたします。

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>西口推進委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書 3 ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書 4 ページの位置図、5 ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>受人は〇〇地内にお住まいで、梨や水稻、露地野菜の栽培をしております。農業用機械は田植機、コンバイン、スピードスプレーヤーを 1 台ずつ、トラクターを 2 台所有しており、夫婦で農作業をしているとのことでした。</p> <p>農地を手放したいと考えていた渡人と、申請地と隣接する農地を所有している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号 1 番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号 1 番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第 1 4 号議案 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第 1 4 号議案 1 番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>審議が終了しましたので、関根委員の退席を解きます。</p> <p>〔関根委員入室〕</p> <p>第 1 4 号議案 1 番については、許可とすることで結審しましたので報告します。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページ的位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>受人は〇〇市にお住まいの方で、主に水稻、ネギ、玉ねぎの栽培をしております。農業用機械はトラクター2台、耕運機2台、管理機3台、ミスト機1台を所有しており、パートを2人常時雇用しており、申請者を含め3人で農作業をしているとのことでした。</p> <p>経営規模の縮小を考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	金井推進委員	良く管理されており問題ありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第14号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	全員賛成ということで、第14号議案2番については原案のとおり許可といたします。

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第15号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第15号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。</p> <p>農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の南南西およそ800mの位置にある農地になります。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、隣接する申請者の住宅と一体的に物置きや駐車場として利用されておりましたが、本申請前にすべて取り壊し、農地の状態に原状回復されております。</p> <p>申請地は10ha以上の一団の農地の中にあることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は宅地を拡張し、申請地を農機具置場とするものであるため、農地法施行令第4条第1項第2号イに定められる例外規定に該当するものと思われます。</p> <p>申請者宅にはトラクター等の保管場所が無く畑に置いていましたが、今回自宅敷地を拡張し、申請地を農機具置場として利用する計画での申請になります。詳しい計画については12ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、本計画はこの後の5条許可申請1番でご説明いたします住宅建設にあわせて実施する予定とのことで、費用は掛からないとのことでした。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	町田委員	説明のとおりです。問題ありません。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第15号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第15号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページに記載のとおりです。 申請地は先ほどの4条1番の農地に隣接する農地になります。詳しくは議案書15ページの位置図、16ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、農地の一部に廃車や鉄くずが置かれていたほか、単管パイプを組んだ物置きが建てられておりましたが、本申請前にすべて撤去し、農地の状態に原状回復されております。 申請地は10ha以上の一団の農地の中にあることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。 第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地</p>	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>町田委員</p> <p>議 長</p> <p>木村委員</p> <p>事務局</p>	<p>法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われます。</p> <p>譲受人は町内のアパートに家族で暮らしておりますが、両親の介護など将来のことを考え、実家に隣接する申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは17ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、住宅ローン申込書の写しが添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。</p> <p>この申請地は傾斜地として、東側の道路へは排水が出せませんので土地利用計画図のような利用方法になっております。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>この農地を1種農地と判断しておりますが、こういう傾斜地であったり、集落に介在しているような場合でも常に1種農地と捉えている感じで気になっております。後日で良いのですが、1種農地の捉え方を示していただけますか。</p> <p>補足説明させていただきます。今回の件に関しましては、1年以上前になりますが転用の相談があった際に違反を確認しまして、県の担当の方と現地を訪問したうえで是正や転用について打合せをしたのですが、その際に周辺の状況を確認したうえで1種農地という判断でしたので、1種農地として扱わせていただきました。</p>

会議事項	発言者	顛末
	木村委員	農振除外でもそうですが、常に県の言うとおりの姿勢がみえます。
	佐藤委員	私も同じ考えです。もう少し現況を考慮して判断していただけたらと思います。 この案件については違反があったということですが、どのくらい前から違反していたのでしょうか。
	事務局	相談があった際に現地調査をしまして違反を確認したところです。いつから違反していたのかは分かりませんが、渡人である〇〇さんの居宅は平成〇年に転用許可を受けて建てておりますので、その際には違反はなかったと考えられます。 また、居宅の裏には昭和〇年に許可を受けました〇〇工場があったのですが、平成〇年頃に取り壊されて現在は長男の居宅になっておりますので、推測になりますがその際に廃車や機械類などを農地に置いたのではないかと思います。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第16号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第16号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。
	事務局	申請番号2番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の東側にある農地になります。詳しくは議案書18ページの位置図、19ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、耕作している様子は見られませんが、除草等の保全管理はされている様子でした。

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>申請地は住宅や雑種地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p>譲受人は東京都〇〇区に本社を構える法人で、北関東を中心に太陽光発電事業を展開しております。今回は栃木県〇〇市にある営業所が主体となって、申請地に太陽光発電設備を設置する計画での申請となります。詳しくは20ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、発電設備設置に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	坂本委員	<p>申請番号2番については私の担当地区になりますが、この農地は耕作していないので毎年毛虫が大量発生しまして問題になる農地でした。転用は問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	事務局	<p>この農地への接道が狭いように見えますが、工事の際に車は通れるのですか。幅員はどのくらいでしょうか。</p>
	議 長	<p>すみません。幅員までは確認しておりませんが、この太陽光パネルの設置にあたりましてはガイドラインに則り建設課とも協議がされているのですが、建設課に確認しましたところ問題ないと考えているということでしたので通れるという認識でした。</p>
	議 長	<p>ここは確か2トン車くらいまでは通れたと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	〇〇の駐車場でフェンスができていますのでその辺を確認していただけたらと思います。
	木村委員	この転用にあたっては後退線がとっていないので、42条2項道路になっていないという認識で良いのでしょうか。
	事務局	建設課に確認したところ、太陽光設備は建築物にあたらぬということで、2項判定はしていないということでした。そのためセットバック等の調整はしていないようです。
	木村委員	フェンスが境界ギリギリにあるので心配したのですが、太陽光の設置基準がそこまで想定しているのか建設課に話をしていただければと思いますのでお願いします。
	坂本委員	〇〇の駐車場のフェンスとこの太陽光のフェンスができてこの道路は通れるのか、建築物でないからセットバックしなくてよいというのもどうなのか、心配ですね。
	佐藤委員	これはパネルの出力が120kWとありますが、ほかの案件では360kWあたりだと思いますがこの差は何かあるのですか。
	事務局	太陽光設備が低圧か高圧かについては設置の要件が異なりますので審査しておりますが、パネル自体の出力については未確認のため分かりません。パネルの性能差かと思います。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第16号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
	議 長	賛成多数ということで、第16号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたし

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第17号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>長谷川委員</p>	<p>ます。</p> <p>続きまして、日程第5に移ります。</p> <p>第17号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、昨年11月の総会で審議され、12月に許可を受けた営農型太陽光発電事業に係る一時転用の計画変更申請になります。</p> <p>申請地につきましては23ページの位置図、24ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、農地外周にフェンスを設置していることから、トラクター等の機材や資材の搬入時などに路上駐車することになり、近隣の方の迷惑になるほか事故の危険性もあるため、フェンスの配置を変更し、敷地内で作業ができるようにするものです。</p> <p>なお、この計画変更はフェンスの位置のみ変更するもので、営農計画や作付面積への影響は無いということでした。</p> <p>全体の配置が分かる資料が25ページに、変更前の拡大図が26ページ、変更後の拡大図が27ページにありますのでご確認ください。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第6 第18号議案 神川町農用地利用集積計 画(案)について	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。 第17号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第17号議案1番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第6に移ります。 第18号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、5番町田委員、9番藤牧委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 [町田委員・藤牧委員退室]</p>
	議 長	<p>それでは、事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明の前に、議案書の訂正をお願いします。 [訂正について説明] それではご説明いたします。利用権設定の4月受付分になりますが、新規設定が1番から109番と124番から126番、再設定が110番から123番と127番から128番となります。 件数が多いため、受人が新規の方や町外の方の案件、申請筆数が多い方など主だったものについてご説明いたします。 申請番号2番は〇〇市にお住まいの方で、神川町での利用権設定は初めてですが、〇〇市に農地を所</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 1214 595 1246">議長</p> <p data-bbox="501 1358 622 1390">原口委員</p>	<p data-bbox="763 300 1335 331">有しており、主に水稻を栽培しております。</p> <p data-bbox="763 347 2119 475">申請番号7番から12番は〇〇町にお住まいの方で、新規に就農します。渡人は申請者の父親と伯父にあたり、借入地でみかんや栗、キウイ、ウメの栽培を行う予定とのことです。農機具は親が所持しているものを借りて農作業を行うとのことでした。</p> <p data-bbox="763 491 2119 571">申請番号13番は〇〇市にお住まいの方で、新規に就農します。主にじゃがいもの栽培を行う予定で、農機具は耕うん機を1台所持しているほか、渡人のトラクターを借りて農作業を行うとのことでした。</p> <p data-bbox="763 587 2119 667">申請番号15番から17番と123番の方は〇〇市にお住まいの方で、主にコンニャクの栽培を行っています。今までにも神川町で利用権を設定して耕作していた実績があります。</p> <p data-bbox="763 683 2119 810">申請番号42番から45番は、〇〇市にお住まいの方で、神川町での利用権設定は初めてですが、今回の申請で梨畑や直売所を借りて梨の栽培を行う予定です。申請者が渡人の梨畑を継承することで話がまとまっているとのことです。</p> <p data-bbox="763 826 2119 954">申請番号46番から104番の方は東京都に住所は置いておりますが、昨年10月に農地法第3条の申請をした際に〇〇地区に居住の実態があることを確認しております。主にニンニクや白菜などの露地野菜の栽培をおこなっている方で、もともと相対で借りていた農地を今回新規で利用権設定を行います。</p> <p data-bbox="763 970 2119 1098">申請番号105番から108番の方は〇〇地区内にお住まいで、主にネギなどの露地野菜を栽培しております。今回初めて個人名義で利用権の設定を行いますが、自身が経営する〇〇名義では利用権設定の実績があります。</p> <p data-bbox="792 1114 1568 1145">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="792 1214 1480 1246">説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="792 1262 1951 1294">農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="763 1358 2119 1437">私は良く知らない方ですが、46番から104番の〇〇さんという方はこんなに耕作できるのですか。従業員ですとか関係者がたくさんいないと40町歩も回せないのではないですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>この方に関しましては、トラクター1台、トラクター補助機械が2台、耕うん機1台、草刈り機1台を所有しておりまして、今後トラクター1台とその補助機械2台を新たに導入する予定と伺っております。従業員は現在3名の方がおりまして今後2名増員する計画があるそうです。そのほか福祉施設を利用している障がい者などが繁忙期には作業に当たっているようで、実人数としては30人ほどの労働力があると伺っております。</p>
	議長	<p>自然農法でやっている方ですね。</p>
	坂本委員	<p>この方は梨の栽培をやっていたと思うのですが、その辺はご存じですか。</p>
	事務局	<p>以前梨栽培を行っていたことがあると伺っています。〇〇さんの梨畑を借りていたようですが、うまくいかずにお返ししたということでした。</p>
	木村委員	<p>この方は個人で利用権設定していますが、耕作は経営する会社の従業員が当たるのであれば、町の方針として正式に法人として農業参入していただくほうが良いのではないですか。〇〇さんは住所を東京に置いたままの方ですし、〇〇にある法人が正式に農業参入してもらおうよう指導というか、積極的に勧めていただきたいと思います。</p>
	事務局	<p>承知しました。お話をさせていただきます。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第18号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第7 第19号議案 神川町新規就農青年育成 奨励金交付申請について	議 長	<p>全員賛成ということで、第18号議案については原案のとおり決定いたします。 審議が終了しましたので、町田委員と藤牧委員の退席を解きます。 [町田委員・藤牧委員入室]</p>
	議 長	<p>第18号議案については、原案のとおり決定することで結審しましたので報告します。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第7に移ります。 第19号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。 神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした奨励金です。 交付要綱には、「奨励金の交付の申請があったときは、書類の審査に農業委員会の意見を聴する」と規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となりますので、就農計画についてご審議いただきたいと思えます。 議案書43ページからの就農計画書をご覧ください。申請者は〇〇地区にお住いの〇〇様 です。令和2年4月に就農し、両親や伯母とともに花きの栽培を行っており、「年間150日以上農業に従事」の要件を満たしております。 将来の構想や所得目標などについては、就農計画書に記載のとおりです。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思えます。 新規就農青年育成奨励金交付申請について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	議長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第19号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第19号議案については異議なしと回答いたします。
	議長	以上で全ての議案審査が終了しましたので、協議・報告事項に入ります。 事務局よりお願いします。
	事務局	〔大字八日市地内の農地改良等に係る届出について報告〕
閉会	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。